

# 青森県報

第三百二十一号

令和三年  
六月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 令和3年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)の要領(財政課)……………一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課)……………二
- 特定行為業務の登録……………(障害福祉課)……………二

### 出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(中南部地域局)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同)……………三
- 右 同……………(同)……………三
- 土地改良区の管理規程変更の認可……………(三八地域局)……………三

## 告 示

### 青森県告示第四百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき令和三年五月三十一日専決処分した令和3年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)の要領は、次のとおりである。

令和三年六月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 令和3年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)

令和3年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ726,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,767,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
9	国庫支出金	120,884,817	581,455	121,466,272
2	国庫補助金	78,775,693	581,455	79,357,148
12	繰入金	10,032,563	145,364	10,177,927
2	基金繰入金	9,503,971	145,364	9,649,335
歳入合計		719,040,232	726,819	719,767,051
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
4	環境保健費	45,249,062	726,819	45,975,881

1 公衆衛生費	26,497,764	726,819	27,224,583
歳出合計	719,040,232	726,819	719,767,051

青森県告示第四百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年六月十四日

青森県知事 三村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名称又は	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所			
一般社団法人 まつりか	三戸郡三戸町大字 三戸三の六	訪問介護	ヘルパー事業所 まつりか	三戸郡三戸町大字 二日町一三の六 グリーンハイツ
				令和 三・七・一

青森県告示第四百三十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年六月十四日

青森県知事 三村 申 吾

登録番号	令和 三・五・二六	氏名又は 名称	住所	事業所	業務開始 年月日	備考
〇三〇〇〇〇〇〇〇〇 〇三〇		ひかり保 育園	十和田市 穂並町の六〇	ひかり保 育園	令和 三・六・一	

出先機関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年六月十四日

中南地域県民局長 前 多 正 博

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	三浦 静一	弘前市大字中畑字和泉一〇六	令和三・五・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢榎木土地改良区の定款の変更を令和三年四月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年六月十四日

中南地域県民局長 前 多 正 博

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、石川土地改良区の定款の変更を令和三年五月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年六月十四日

中南地域県民局長 前 多 正 博

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定によ

り、馬淵川土地改良区の永福寺頭首工管理規程を令和三年六月二日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和三年六月十四日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十六日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価 小口一枚二付十五円